



子育て

母子保健

母子健康手帳の交付

母子保健課母子保健担当
TEL 229-4125

妊娠の届け出をした妊婦さんに母子健康手帳を交付します。交付は母子保健課(総合保健センター内)、川越市民サービスステーション(U PLACE 3階)で行っています。

必要書類については市ホームページをご確認ください。また、希望する方には「父子健康手帳」を配布しています。

妊婦健康診査等費用の助成

母子保健課管理担当
TEL 229-4122

妊婦健康診査(14回分)産婦健康診査および新生児聴覚スクリーニング検査費用の一部を助成します。助成を受ける際に必要となる妊婦健康診査等助成券は、母子健康手帳と一緒に交付します。

妊婦のための支援給付

母子保健課管理担当
TEL 229-4122

妊娠期から切れ目ない支援を行う観点から、妊婦に対して妊婦支援給付金を支給します。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

妊婦・育児教室

母子保健課母子保健担当
TEL 229-4125

▶ プレ・パパママスクール

赤ちゃんを迎える準備ができるよう、妊婦体験、講話、実習などを行っています。

▶ 離乳食教室

離乳食の進め方やお口のケアなどの講話、試食、情報交換、個別相談を行っています。

▶ いもっこの会

ダウン症等の疾患があるこどもの保護者へ情報交換の場を提供しています。

▶ ファーストサロン

妊娠中の方や子育て中の方へ親子交流・情報交換・仲間づくりの場を提供しています。

▶ たまごサロン

妊娠中から夫婦で出産と子育てのイメージを描き、地域とつながりを持つ場を提供しています。

乳幼児の健診

母子保健課母子保健担当
TEL 229-4125

総合保健センター・南文化会館(ジョイフル)を会場に4か月児・1歳6か月児・3歳児の健康診査を行っています。該当する方には個別通知を送っています。

5歳児健診を希望制で実施しています。対象の方には5歳児健診全員アンケートを郵送しますので、2次元コードより回答をお願いします。

通知が届かないときは、お尋ねください。詳しくは、市ホームページをご確認ください。



歯科健診

母子保健課母子保健担当
TEL 229-4125

総合保健センターを会場に、妊産婦
歯科健診・2歳児親子歯科健診を行っ
ています。日程・申し込み方法などは
市ホームページをご確認ください。

乳幼児相談

母子保健課母子保健担当
TEL 229-4125

乳幼児の身長・体重測定や保健師・栄
養士等による個別相談を行っています。
開催につきましては、市ホームペー
ジをご確認ください。

乳児家庭全戸訪問事業

母子保健課母子保健担当
TEL 229-4125

生後4か月までの乳児がいる全て
のご家庭に、助産師などが訪問し、育
児の疑問や産後の健康などの相談に
応じます。また、育児情報などをお伝
えます。

医療の公費負担制度

健康管理課管理給付担当
TEL 229-4124

▶未熟児養育医療給付

出生体重が2,000g以下または生活
力が薄弱で指定医療機関での入院医
療が必要な未熟児に、養育医療費を給
付します(1歳未満)。

▶自立支援医療(育成医療)給付

18歳未満で心臓障害や先天性内臓
障害などの身体に障害のある方に、指
定医療機関において医療費などを給
付します(所得制限あり)。

▶結核児童療育給付

18歳未満で結核にかかり入院治療
を必要とする方に、指定医療機関に
おいて医療費などを給付します。

▶小児慢性特定疾病医療給付

国が指定した慢性疾病にかかってい
る児童等に医療費などを給付します。

不妊に関する事業

母子保健課管理担当
TEL 229-4122

▶早期不妊検査費助成事業・ 不育症検査費助成事業

検査を受けた方を対象に、検査費用の
一部を助成します(年齢制限等あり)。

▶不妊専門相談センター

TEL 228-3732

不妊・不育症に関する相談窓口とし
て、埼玉医科大学総合医療センター
(鴨田)内に開設されています。医師に
よる面接相談です(予約制・費用は無
料)。予約申込フォームから申し込ん
でください。

*予約申し込みは、専用フォームからのみ受
け付けています。



▶ 予約申込フォーム

子育て支援

地域子育て支援など

▶子育て支援センター

子育て安心施設内 TEL 227-3517

親子の交流・情報交換の場として広
場の開設、子育て情報の提供、育児不
安に対する電話相談・面接相談、子育
てサークルなどの育成支援を行って
います。対象は、おおむね3歳未満の
子どもと保護者です。また、専門員が
小学校就学前および学童期の子ども
を持つ家庭、妊産婦、支援が必要な子
育て家庭等の不安、悩み、子育て制度
のことなど、相談者の状況やニーズに
あった助言や情報提供を行うとともに、
地域の子育てサービスへの仲介等、関
係機関と連携を図る利用者支援を行
っています。面接、電話での相談も受
け付けています。面接相談は、あ
らかじめ電話で予約してください。

内容	曜日	時間
広場	日～金曜日	午前9時30分～正午 午後1時～4時30分
電話相談 (専用 TEL 227-6176)	月～金曜日 日曜日	午前9時～午後4時 午前9時～正午
面接相談 *要予約	日～金曜日	午前9時～午後4時
利用者支援 (専用 TEL 227-6855)	日～金曜日	午前9時～午後4時

子育て

〈 告 告 〉



**南古谷
なみき歯科
+
こども歯科**

Minamifuruya Namiki Dental Clinic+Child Dental Clinic

ご来院の際は、保険証、お薬手帳
母子手帳(妊婦様、お子様)を
お持ちください。

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	休日
10:00～13:00	●	●	●	●	●	●	●	※
14:30～20:00	●	●	●	●	●	○	○	水曜 祝日

○…14:30～18:00 ※日曜は隔週診療

川越市並木80-8
JR川越線【南古谷駅】
より徒歩5分

049-236-0648
https://www.namiki-kodomo-shika.com

〈 告 告 〉



**川越インタークリニック
KAWAGOE INTER CLINIC**

泌尿器科・小児泌尿器科・皮膚科・内科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00～12:00	●	●	●	●	●	●	14:00迄 /
15:00～18:00	●	●	●	●	/	●	/ /

休診日: 木曜午後・土曜午後(14:00迄)・日曜・祝日



↑ 至 鶴ヶ島IC
↑ 至 所沢IC
川越市豊田町3-11-3

TEL.049-246-1126
https://www.kawagoe-inter.com/

▶つどいの広場

子育て情報・親子の交流・情報交換の場の提供、育児相談を行っています。

対象は、おおむね3歳未満の子どもと保護者です。開室時間等、詳しくは各施設、または子育て支援センター(TEL 227-3517)にお尋ねください。



▶わくわく広場

子育て支援センター TEL 227-3517

つどいの広場と同様の事業内容です。公共施設を利用して曜日や時間を限定して開室しています。

▶乳幼児向け事業

児童センターこどもの城 TEL 225-7289

川越駅東口児童館 TEL 228-7719

高階児童館 TEL 238-9525

親子のふれあい遊びを行っています。

▶家庭訪問型子育て支援事業

ホームスタートかわごえ

TEL 080-9779-8181

6歳以下の未就学児がいる家庭を対象に、先輩ママのボランティアがご自宅を訪問して、子育てをしているママをサポートします。

日時

月～土曜日、午前9時30分～午後4時30分(祝・休日、年末年始を除く)

▶家庭児童相談室(こども家庭課)

こども家庭課 TEL 224-5821

子どもたちに関する発達・ことば・集団生活・家族関係などについての相談に応じています。あらかじめ電話で予約してください。

日時

月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分(祝・休日、年末年始を除く)

子どもの発達支援・相談など

▶川越市児童発達支援センター

TEL 257-6900

相談支援

主に就学前の子どもの発育発達に関してのさまざまな相談を受け付けています。

相談内容を伺い、情報提供や支援先の案内等を行います。

通園

通園については、▶73ページに掲載しています。

専門相談

障害や遅れ、発達特性に応じて理学療法士(PT)・作業療法士(OT)・言語聴覚士(ST)・心理相談員が支援します。

親子教室

小集団での親子活動を楽しみながら、同年代の子どもと関わり、さまざまな遊びや活動を通して、言葉や心身の発達を促します。

ファミリー・サポート・センター事業

川越市ファミリー・サポート・センター

(川越市社会福祉協議会内)

TEL 225-3828

地域において子育ての援助を提供したい方と依頼したい方を会員として登録し、会員間の合意のもとで保育施設などへの送迎や帰宅後の預かりなど、子育ての相互援助活動を行います。

日時

月～土曜日、午前8時30分～午後5時(祝・休日、年末年始を除く)

緊急サポートセンター事業

緊急サポートセンター埼玉

TEL 048-297-2903

ファミリー・サポート・センター事業では対応できない緊急の一時預かり、病気・病気回復期の児童の預かり、宿泊を伴う預かり等を会員間の合意のもとで行う地域の助け合い活動です。

日時

年末年始を除く毎日、午前7時～午後8時



子育てトレーニング

こども家庭課 TEL 224-5821

子どもとのコミュニケーションスキルを少人数で学べます。詳しくはお尋ねください。

ひとり親福祉

こども家庭課 TEL 224-5821

▶母子・父子・寡婦への貸し付け

母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立を図るために、修学資金・就学支度資金などの福祉資金の貸し付けをしています。

▶ひとり親家庭相談

ひとり親家庭のさまざまな悩みや、社会生活全般についての相談に応じています。あらかじめ電話で予約してください。

日時 月～金曜日、午前8時45分～午後5時15分(祝日を除く)

▶ひとり親家庭就業相談

ひとり親家庭の親に対する、就業に関するきめ細かいアドバイスや求人情報・技能修得情報の提供、ハローワークに行く前の事前相談などの相談に応じています。あらかじめ、電話で予約してください。

日時 月・火・水曜日、午前8時45分～午後5時15分(祝日を除く)

▶母子生活支援施設への入所相談

母子家庭またはそれに準じる事情にある家庭を、養育する児童の福祉のために母子ともに保護し、支援するための施設への入所相談に応じます。

▶高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母、または父が経済的自立のため資格の取得を目指し6か月以上修業する場合に、生活の負担軽減を図り、資格所得を容易にすることを目的として給付金を支給する制度です。支給を受けるには条件があります。

▶自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母、または父が経済的自立のため資格の取得を目的とした講座を受講した場合、受講にかかった費用に相当する給付金(上限あり)を支給する制度です。支給を受けるには条件があります。

保育

保育園

保育課 TEL 224-5827

保育園は、保護者が仕事を持っていたり、疾病などのため家庭で乳幼児の保育ができなかったりする場合、「児童福祉法」に基づき保護者に代わって保育することを目的とした施設です。市内の施設については市ホームページにて確認できます。



▶入園資格

保育園に入園できる児童は、主に下記のような事情により、保護者が児童を保育できないことが基準になります。

- 児童と離れて家事以外の仕事をすることが日常である
- 妊娠中であるかまたは出産後間がない(産前6週。産後8週)
- 肉体的・精神的に疾病・障害を有している
- 同居または長期入院している親族の看護・介護をしている
- 震災・風水害・火災等の復旧をしている
- 求職活動をしている
- 上記と同様な状態にあると市長が認める場合

各園とも定員以上の申請があった場合、入園基準に該当しても欠員が出るまで待っていただくことになります。

▶必要書類

- 教育・保育給付認定申請書兼保育利用申請書
- 児童健康票
- 保育が必要な旨の証明書
- 家庭状況調査票
- その他

▶保育料

保育料は、その世帯の市民税額により決定します。

▶手続き

新年度(4月)入園の申し込み受け付けは、9～10月頃発行の広報川越でお知らせする予定です。

新年度以外の入園は、各月の1日が入園日です。申し込みは、入園を希望する月の前月の10日(休日の場合は、その前日)までに必要書類を用意し、保育課で行ってください。



認定こども園

保育課 TEL 224-5827

幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持ち、幼児期の教育と保育を一体的に行う施設です。保育園部分の手続きについては、認可保育園と同様の申し込みが必要となります。

幼稚園部分の手続きについては、直接施設へ申し込んだあと、内定した施設を通じて支給認定申請書等を市へ提出する必要があります。市内の施設については市ホームページにて確認できます。



小規模保育施設

保育課 TEL 224-5827

保護者が仕事や病気などのため、家庭で保育することができない0歳から3歳未満の低年齢児を対象とした、定員6人以上19人以下の少人数で行う保育施設です。保育環境や運営、給食の提供など一定の基準を満たす施設を認定しています。手続きについては、認可保育園と同様の申し込みが必要となります。市内の施設については市ホームページにて確認できます。



事業所内保育施設

保育課 TEL 224-5827

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。手続きについては、認可保育園と同様の申し込みが必要となります。市内の施設については市ホームページにて確認できます。



送迎保育

朝夕の1日2回、朝は保育ステーションから指定の保育所等へ、夕方は指定の保育所等から保育ステーションへ児童を送迎するとともに、保護者が迎えに来るまで児童をお預かりします。

□川越市保育ステーション

運営受託事業者(社福)ともいき会
中原町2丁目1-9
子育て安心施設2階
TEL 277-3070

乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)

保育課 TEL 224-5827

令和7年6月から、保護者の就労要件等を問わず、月10時間を上限に時間単位でこどもを保育所等に預けることができる「こども誰でも通園制度」を実施しています。(令和7年度は令和8年1月まで実施。)

対象は、市内に在住し、保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満のこどもです。

利用に係る手続きや施設ごとの利用できる年齢や時間等につきましては、市ホームページをご確認ください。



一時預かり

保護者が労働・職業訓練・就学など、または疾病・災害・事故・出産・看護・介護・冠婚葬祭・裁判員に選ばれた場合などで一時的に家庭保育が困難なときに、下記の保育園で子どもを保育します(保育園によって、対象年齢が異なります)。

なお、必ず事前に保育園に詳細をお尋ねください。



- 中央保育園 小仙波町2丁目49-11
- 大東保育園 豊田本5丁目23-1
- 高階保育園 藤原町27-6
- 下田保育園 的場北2丁目12-8
- むさしの保育園 的場420-1
- 貴精保育園 今福1334-1
- 増美保育園 岸町3丁目28-1
- マーガレット保育園 天沼新田54-6
- 芳野保育園 谷中32-5
- 風の子保育園 松郷715-1
- はるかぜ保育園 大中居571-5
- 風の子第二保育園 松郷701-3
- 伊佐沼すまいる保育園 古谷上2237-1
- さくらんぼ保育園 砂新田6丁目12-8
- おがやの里しもだ保育園 小ケ谷366-1
- かつらの木保育園 小室40-1
- ともいき保育園 笠幡1645-125
- 星の子のみり保育園 木野目1526
- 紀秀会川越やまだ保育園 山田516-9
- さくらんぼ第二保育園 笠幡237-6
- 高階すまいる保育園 諏訪町20-10
- 紀秀会川越南やまだ保育園 山田2025-5
- 川越市保育ステーション 中原町2丁目1-9

*一時預かりの実施園は今後変更の可能性があります。

延長保育

全ての保育園で行っていますが、各保育園で時間が異なります。詳しくは各保育園にお尋ねください。

病児保育

保護者の勤務の都合や疾病、事故、出産などのため、家庭で保育することができない病児または病児回復期の生後2か月～小学3年生までの児童を保育します。実施施設は、「育児サポート アイアイ(愛和病院建物西側

奥)」「みついきッズケア(三井病院内3階)」および「おさるのゆりかご(おげきこどもクリニック内)」と「ハートランドともいき(ともいき保育園内)」(病児回復期のみ)です。手続きについては、実施施設にお尋ねください。

□こども育成課 TEL 224-5724

□育児サポート アイアイ
TEL 235-8926

□みついきッズケア
TEL 080-1751-6554

□おさるのゆりかご
TEL 265-8800

□ハートランドともいき
TEL 227-3811

上記施設とは別に、以下の認可外保育施設においても病児保育を実施しています。詳しくは直接施設にお尋ねください。

□ここしあ保育園
TEL 298-5226(病児保育直通)

子育て短期支援事業

こども家庭課 TEL 224-5821
ひまわりルーム TEL 265-6801

▶トワイライトステイ事業

保護者が、仕事やその他の理由により、平日の夜間に不在となり家庭において養育することが一時的に困難になった3歳から12歳になった年の年度末までの児童をお預かりします。実施施設は「ひまわりルーム」です。

▶ショートステイ事業

保護者が、疾病や育児疲れその他の理由により、平日家庭において養育することが一時的に困難になった3歳から12歳になった年の年度末までの児童をお預かりします(宿泊可)。実施施設は「ひまわりルーム」です。

ご希望の手続きについては、実施施設にお尋ねください。

幼稚園

小学校以降の教育の基礎を作るため、幼児期の教育を行う施設です。

4時間程度の教育時間に加えて、午後6時前後まで子どもを預けることができる園もあります。

私立幼稚園(市内には公立の幼稚園はありません)に入園を希望する方は、直接幼稚園にお尋ねください。市内の施設については市ホームページにて確認できます。



(広告)



shichifuku
七福

0・1・2歳のあたたかな学び舎。

幼稚園連携保育室 N's Garden

七福 - しちふく -

埼玉県川越市中原町2-6-19 TEL:049-298-7790

📍 本川越駅から徒歩2分



学童保育

教育財務課 TEL 224-5107

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、児童の健全な育成を図るため、市立32小学校内に学童保育室を設置しています。

詳しくは、教育財務課



民間放課後児童クラブ

こども育成課 TEL 224-5724

各市立小学校内に設置している学童保育室のほか、民間事業者が運営する放課後児童クラブがあります。詳しくは各施設に直接お尋ねください。

施設名	所在地	電話番号
芳野キッズ (芳野保育園隣接)	谷中32-2	225-6451 (芳野保育園)
学童クラブ 山手ジュニア (川越本部長)	脇田町17-7	227-5011
学童クラブ 山手ジュニア (川越西口校)	新宿町 1-20-17	241-1511
学童クラブ 山手ジュニア (南古谷校)	並木241-1 シャンティール ビル1号館	236-1222
星の子児童クラブ (星の子乳児保育園 隣接)	並木210-1	235-2320 (星の子乳 児保育園)

児童の健全育成

児童手当など

▶児童手当

こども政策課 TEL 224-6278

高校生年代(18歳の年度末)までの子どもを養育している方に支給されます。申請者は父母のうち所得が高い方となります。出生や転入の際は、申請の手続きをしてください。申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。ただし、月末の出生や転入の場合、出生・転出予定日の翌日から15日以内の申請で、出生・転出予定月の翌月分から手当の対象となります。請求事由が発生した後15日以内に災害などの理由で申請できなかった場合、理由がやんだ15日以内の請求でも受け付けできます。

申請の際は、申請者名義の振込先口座のわかるもの・個人番号(マイナンバー)関係書類(番号確認書類および本人確認書類)が必要です。また、世帯の状況に応じ、別途、書類が必要になる場合がありますので、詳しくはお尋ねください。

申請は、こども政策課(本庁舎3階)、市民センター、川越駅西口連絡所および郵送で受け付けます。なお、公務員の方は勤務先への申請となります。手当受給中に世帯状況等に変更が生じた場合は、届け出が必要です。

子どもの年齢	手当の月額 (子ども1人あたり)
0歳~3歳の 誕生月まで	15,000円 (第3子以降は 30,000円)
3歳~高校生年代 (18歳の年度末)まで	10,000円 (第3子以降は 30,000円)

*22歳の年度末までの子どもから順に数えます。

▶児童扶養手当

こども家庭課 TEL 224-5821

離婚や未婚、死別などによって、父または母と生計が同一でない児童や父または母に一定の障害がある児童を養育している方に支給されます。児童とは、18歳になる年の年度末(一定の障害がある児童は20歳)までです。ただし、所得制限があります。申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。必要書類など、詳しくはお尋ねください。なお、手当受給中に世帯状況等に変更が生じた場合は、届け出が必要です。

支給対象	支給額(月額)
1人目	11,010円~46,690円
2人目以降加算額	5,520円~11,030円

▶特別児童扶養手当

こども政策課 TEL 224-6278

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを家庭で養育している父母、またはそれに代わる方に支給されます。ただし、所得制限があります。申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。請求事由が発生した後15日以内に災害などの理由で申請できなかった場合、理由がやんだ15日以内の請求でも受け付けできます。必要書類など、詳しくはお尋ねください。なお、手当受給中に世帯状況等に変更が生じた場合は、届け出が必要です。

障害の状態	支給額(月額)
1級(重度)	56,800円
2級(中度)	37,830円

▶遺児手当

こども政策課 TEL 224-6278

父母のいない(父母が子どもと別居し、扶養していない場合も含み、養護施設に入所している者を除く)15歳の年度末までの子どもの保護者に、子ども1人当たり月額8,500円が支給されます。受給要件など、詳しくはお尋ねください。

▶川越市子育てファミリー応援給付金 こども政策課 TEL 224-6278

1歳未満の乳児の保護者で、支給申請時に、対象乳児と川越市内で同居している方に対し、申請により現金1万円を支給します。支給は対象のこども1人につき1回限りです。

児童センター・児童館

▶児童センターこどもの城 児童センターこどもの城 TEL 225-7289

プラネタリウム(1人100円・18歳以上も可)では、星座紹介などを行っています。

▶川越駅東口児童館 (クラッセ川越4階) 川越駅東口児童館 TEL 228-7719

▶高階児童館 (高階市民センター1階) 高階児童館 TEL 238-9525

児童センターこどもの城・川越駅東口児童館・高階児童館は、健全な遊びを通して、子どもたち(18歳未満)の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童厚生施設です。

埼玉県川越児童相談所

▶埼玉県川越児童相談所 TEL 223-4152

所在地 宮元町33-1

子の養育・発達の流れ・身体障害・性格傾向・非行・登校拒否など、18歳未満の子どもを取り巻くさまざまな問題に応じています。

相談日時

月～金曜日＝午前8時30分～午後6時15分(要電話予約)

児童虐待の通告・相談

児童虐待が疑われるときは、ご連絡ください(連絡した人が分からないように配慮しています)。

- こども家庭課 TEL 224-5821
- 児童虐待防止SOSセンター
TEL 0120-283-505
- 埼玉県川越児童相談所
TEL 223-4152
- 児童相談所虐待対応ダイヤル
TEL 189
- 埼玉県虐待通報ダイヤル
TEL #7171

医療費の支給

こども医療費の支給

こども政策課 TEL 224-6278

高校生年代までの子どもについて、医療費のうち、医療保険適用後の一部負担金(食事療養標準負担額を除く)を支給します。

対象となる子どもには、出生届・転入届提出の際に登録申請書をお渡しします(出生届を市外または休日・夜間に提出した場合は後日郵送)。子どもの健康保険情報が分かるもの・保護者の振込口座が分かるもの・マイナンバー関係書類(番号確認書類及び本人確認書類)を持参し、こども政策課(本庁舎3階)、市民センター・川越駅西口連絡所で早めに申請してください。

登録申請書については、郵送での申請も受け付けます。

ひとり親家庭等医療費の支給

こども政策課 TEL 224-6278

父母の離婚・死亡などによって、父または母と生計が同一でない家庭や、父または母に一定の障害がある家庭等で、高校生年代までの子ども(一定の障害がある子どもは20歳になるまで)とその養育者が、医療機関などにかかったときの保険診療による一部負担金(食事療養標準負担額を除く)を支給します。なお、所得制限があります。原則、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請を受け付けた日の診療分から支給の対象となります。必要書類など、詳しくはお尋ねください。また、世帯状況等に変更が生じた場合は、届け出が必要で。

